

# ベトナムにおける 外国語（日本語）商標の取り扱い



BMVN International LLC

Tran Manh Hung

（弁護士）

BMVN International LLC は、全世界 77 事務所・従業員 12,000 名以上を擁する総合法律事務所 Baker & McKenzie グループの一員として、ベトナムにおいて現在 40 人以上の弁護士により知的財産を含む総合的な法務サービスを提供している。Hung 氏は主に知的財産分野に従事しており、15 年以上の経験を有する主任弁護士である。

ベトナムにおける知的財産に関する法および規則は、外国語商標の登録と保護に関する規定を設けている。本稿においては、ベトナム国家知的財産庁（NOIP）における外国語商標の審査と保護に関して、法律面および実務面で重要ないくつかの問題について分析する。

## 外国語商標の保護に関する法制度

2005 年ベトナム知的財産法（以下「知財法」と称する）第 74 条 2 項 a によれば、「通常使用されない言語の数字、文字、記号」を使用した標章は、広く使用され、商標として認められているものを除き、識別性に欠けると見なされる。

通常使用されない言語による商標の保護に関する詳細な説明は、通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN（以下「通達 01 号」と称する）第 39 条 3 項 a に示されている。第 1 に、この規定には「通常使用されない言語」の定義が示されている。それによれば、「ラテン語に由来しない言語など、一般のベトナム人消費者が判読しえず、理解しえず、記憶できない言語」による文字標章（数字、文字、記号）は、識別性に欠けると見なされる。さらに、この規定はラテン語に由来しない言語の例（アラビア語、中国語、ロシア語、日本語、韓国語、サンスクリット語、タイ語など）を示したリストを掲げている。

第2に、知財法に規定された「広く使用され、商標として認められている標章」のような例外的保護に加えて、通達01号第39条3項aは、特定の標章に使用されている文字や記号がラテン語由来でなくても識別性を有すると見なされる状況を補足している。すなわち、当該標章が「他の構成要素との組合せによって識別性を有する標章の全体」を構成している場合もしくは「図形その他の特別な形状により表示されている」場合である。

### 通常言語による商標の審査

現代ベトナム語の表記法は、ローマ字に由来するアルファベットを採用している。その結果として、ベトナムの平均的消費者は、ラテン語由来のアルファベットを使用した外国語（英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、スウェーデン語など）を判読し、記憶することができる。それゆえ、上記の言語で表示された標章は、他の保護要件（使用される商品または役務に関する説明的な意味を持たないこと；ベトナム国内で関連分野において頻繁かつ広範に使用されているために識別性を喪失している標章でないこと；第三者が先行登録もしくは先行出願した商標と混同を生ずる程度に類似していないこと等）が同時に満たされている限り、登録可能と見なされる。

しかし、商標審査実務において、ベトナムの平均的消費者が理解しうる共通の言語と見なされるのは、英語とフランス語のみである。そのため、標章が英語もしくはフランス語で表示されていない限り、審査官は当該標章の意味を考慮しないのが普通である。その一方で、ラテン語由来のアルファベットを使用している他の言語（ドイツ語、イタリア語、スペイン語、スウェーデン語など）は、その観念的な側面まで審査する根拠はないとされている。これらの言語による標章は、造語商標として扱われる可能性がある。とはいえ、NOIPの審査は、各審査官の裁量が広く認められているため、審査官が英語とフランス語以外の通用語で表示された標章の意味を検討することはあり得る。一例を挙げれば、英語やフラ

ンス語で意味をなす言葉に外観や称呼が類似している標章の場合や、そのような標章の出願人が当該言語を使用している国に帰属している場合などである。

## 通常使用されない言語による商標の審査

### 知財法施行前

通常使用されない言語による標章が保護されない旨は、当初、知的財産に関する通達 No. 63/CP of 1996 に規定されていた。ただし、外国語を「通常使用される言語」と見なすか「通常使用されない言語」と見なすかについての具体的な規定は、当時の法には含まれていなかった。その結果、知財法（特に通達 01 号）の施行前において、NOIP は通常使用されない言語で表示された商標を多数登録している。

通常使用されない言語による商標であるが、ベトナムで登録が認められ、現在も有効に登録されている商標の例を、以下にいくつか示しておく。

商標	登録番号	登録日	登録満了日
<b>ニッシン</b>	9977	1993年12月10日	2023年3月19日
<b>花王</b>	31590	1999年7月24日	2027年2月14日
媽媽	43432	2002年9月25日	2021年3月8日
蜜妮	57254	2004年9月20日	2023年7月4日
絲逸歡	62505	2005年5月10日	2023年11月6日
我的健康日記	85327	2007年8月3日	2025年5月9日

## 知財法施行後

知財法および通達 01 号が施行されて以来、通常使用されない言語のみを用いて表示された単純な文字標章の登録は、常に拒絶されるようになった。知財法の定義によれば、そのような標章は、それ自体としては識別性を持たないからである。通常使用されない言語を用いた標章であっても「広く使用され、商標として認められている」標章は例外とされ、知財法の保護対象に含まれるが、当方の実務経験では、通常使用されない言語による標章がその広範な使用もしくは周知性に基づいて登録を認められた例は見当たらない。

他方、通達 01 号第 39 条 3 項(a)に規定された例外は、商標権者にとって遙かに実用性が高い。通常使用されない言語による標章を含んでいる商標について保護を確保しようとする場合、出願人は、通常使用されない言語による標章を他の識別性を有する要素（ハウスマーク、当該言語の音訳もしくは翻訳、図形など）と組み合わせるといった手段を採ることができる。そのような組合せから成る結合商標は、その結合された外観において識別性を有すると見なされる。あるいは、その標章を図形その他の特別な形で表示することによっても、識別性を有する商標を作り出すことができる。とはいえ、そのような場合でも、通常使用されない言語による標章それ自体は、保護範囲から除外されることになる。つまり、当該要素に関して排他的権利を有する者は誰もいないことになる。

さらに、現在のベトナムの審査実務から判断すると、識別性を有する構成要素の追加または通常使用されない言語による標章のデザイン化によって、結合商標またはデザイン化された商標に保護が与えられるという保証はない。識別性を有する要素の組合せの妥当性や、通常使用されない言語による標章のデザイン化の認容可能性に関しては、具体的な規定が現行の商標規則に含まれていないため、そのような商標がどんな運命をたどるかは、主として審査官の客観的視点と自由裁量によって決定されることになるが、各審査官の判断には幅があることが知られている。

たとえば、通常使用されない言語を用いた標章が、識別性を有する他の要素を圧倒するほど目立つように表示されている場合、審査官はその結合商標の登録を拒絶する可能性がある。また、通常使用されない言語を用いた標章が、そのデザイン化によって登録された事例はごくわずかである。審査官次第ではあるが、識別性を有する要素の追加または通常使用されない言語による標章のデザイン化は、多くの場合、全体として識別性を有する商標を構成するには不十分であると判断される可能性がある。以下の2つの事例は、審査の現状を物語るものである。

商標	出願番号	出願日	拒絶理由
	4-2013-02740	2013年2月 4日	2016年2月2日 付で拒絶。 「TEN KICHI YA」という文言が 追加されたが、外 国語の表示に比べ て表示サイズが小 さく、商標全体の 識別性を生じさせ るには不十分であ るとされた。
	4-2010-21773	2010年10 月15日	2012年10月23 日付で拒絶。 外国語の文字をデ ザイン化し、色を 追加しているが、 商標全体の識別性 を生じさせるには 不十分であるとさ れた。



## 相対的拒絶理由に基づく拒絶と絶対的拒絶理由に基づく拒絶

現行法規の下では、通常使用されない言語による標章とは、判読不能かつ理解不能である標章と定義されており、そのような標章はそれ自体が本質的に登録不能とされる。とはいえ、実際問題として、通常使用されない言語の文字や記号から成る標章が出願されることがあれば、相対的拒絶理由と絶対的拒絶理由の両方に基づいて拒絶される可能性がある。

具体的に言えば、NOIP は、出願人が提供した音訳または翻訳に基づいて、通常使用されない言語による標章に関する実体審査を実施することになる。この審査には、新規出願された商標と先行商標とを比較し、新規出願商標が先行商標と混同のおそれがある場合には、登録を拒絶するという作業が伴う。先述したように、知財法および通達 01 号が施行される前は、通常使用されない言語で表示された商標が数多く登録を認められ、現在も有効に登録されており、商標権者がそれら登録商標を更新し続ける限り、今後も引き続き保護されることになる。したがって、これらの登録商標は後願商標の登録にとって潜在的な障害となる可能性がある。

さらに、ローマ字の先行商標であっても、通常使用されない言語による後願商標の音訳または意味と同一もしくは類似した要素を含む場合、拒絶の根拠として引用される可能性がある。また、商標が使用される商品または役務に関して誤認を生じさせるような標章もしくは記述的な標章の場合、通常使用されない言語の文字や記号に関する実体審査の結果として、知財法第 74 条 2 項(a)以外の絶対的拒絶事由（同法第 73 条 5 項、第 74 条 2 項(c)など）に基づき拒絶されることもあり得る。

## ガイドラインおよび提言

## 抵触調査（クリアランス・サーチ）

現行法の下では、通常使用されない言語を用いた標章は、それ自体としては登録要件を満たさないが、第三者に帰属する先行商標権と抵触する危険性を最小限に抑えるために、抵触調査（クリアランス・サーチ）を行うべきである。

## 例外

識別性を有する要素の追加は、通常使用されない言語による標章を含む商標全体の登録が認められることを保証するものではないが、識別性を有する要素は、商標全体を識別性を備えたものにするために重要と見なされる。

## 音訳もしくは翻訳

通常使用されない言語による標章を商標出願した場合、実体審査のために当該標章の音訳および翻訳が要求される。NOIP に対しては、当該標章の音訳または翻訳のいずれか一方のみを提出すれば十分である。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)